

「適格消費者団体」の認定を受けるにあたって(表明)

本日、特定非営利活動法人 消費者ネット広島は、消費者団体訴訟制度を担う「適格消費者団体」として、内閣総理大臣から認定を受けました。

近年、国民生活センターに寄せられる消費者の苦情・相談は年間100万件を超え、その内容も悪質化しています。第37回国民生活活動動向調査では、商品・サービスに不満を持ったり、被害を受けたことがある人のうち行政の相談窓口相談した人の割合は4.0%(2007年3月、国民生活センター)で、96%が相談していないという結果が出ています。広島県においても市町に寄せられた消費者相談は4年前の約2倍の42,989件(/年間、2006年度広島県調査)で、潜在的な相談件数(=96%)は100万件(/年間)を超す計算となります。

このような中で、2007年6月7日に施行された消費者団体訴訟制度では、1人ひとりの消費者になりかわって、事業者の不当な契約や勧誘行為を差し止める権限が「適格消費者団体」に与えられることになりました。

これまでに、全国で4つの団体が「適格消費者団体」として内閣総理大臣から認定を受けており、特定非営利活動法人消費者ネット広島は5番目となります。また中国四国九州では初めてということもあり、その責任は大変大きいといえます。

現在、福田内閣は、「消費者や生活者の視点に立った行政」を掲げ、国民生活センターの機能強化をはじめ消費者行政の総合的な点検を実施していますが、「適格消費者団体」はまさに消費者トラブルの未然防止や拡大防止、早期解決を第一の使命としており、その実効性が期待されます。

特定非営利活動法人消費者ネット広島は、「適格消費者団体」の認定を受けるにあたり、より多くの消費者(消費者団体)や専門家、行政などとネットワーク的な連携を促進させ、消費者が安心してくらせる地域社会の早期実現をめざし活動していくことを決意し表明いたします。

2008年 1月29日

特定非営利活動法人 消費者ネット広島
理事長 吉富啓一郎